

令和3年10月26日

一般社団法人山口県労働基準協会
会長 山口 健一 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。

さらに、昨今は新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた働き方も求められているところです。

また、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）において11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされています。

このようなことから、厚生労働省としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

具体的には、経営トップによるメッセージの発信や、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次

有給休暇の取得による連休の実現(プラスワン休暇)等が考えられますが、各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことが大切です。

貴団体におかれましては、これまで、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

その際、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

平成31年4月1日からは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)による改正後の労働基準法(昭和22年法律第49号)において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、さらに、令和2年4月1日からは時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されております。

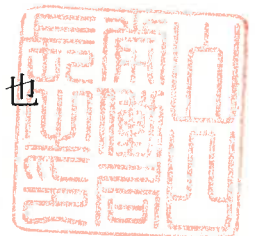
このため、厚生労働省においては、

- ① 長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた監督指導や支援の着実な実施
- ② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として、取り組んでいるところです。

今後とも、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しへ向け、御協力をお願い申し上げます。

厚生労働省山口労働局
局長 村井完也



～ 目指すゴールは、過重労働ゼロ。～

11月は

過重労働解消キャンペーン月間

です。

厚生労働省では、過労死等の一つの原因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

過重労働をはじめとした労働条件全般にわたりご相談に対応します。
10月31日（日）から11月6日（土）は過重労働相談受付集中期間として
ご相談を集中的に受け付けています。

労働条件相談ホットライン

☎ 0120-811-610
「はい」「ろうどう」

月～金 17:00～22:00

土・日・祝日 9:00～21:00

平日は、労働基準監督署、山口労働局監督課
でもご相談を受け付けています

（開庁時間 8:30～17:15）

下関労働基準監督署	083-266-5476
宇部労働基準監督署	0836-31-4500
徳山労働基準監督署	0834-21-1788
下松労働基準監督署	0833-41-1780
岩国労働基準監督署	0827-24-1133
山口労働基準監督署	083-922-1238
萩労働基準監督署	0838-22-0750
山口労働局 監督課	083-995-0370

過重労働解消相談ダイヤル

令和3年11月6日（土）

☎ 0120-794-713

「なくしましょう」「長い残業」

9:00～17:00

労働局の担当者がご相談に応じます。

参加
無料
事前申込

過重労働解消のためのセミナー開催

令和3年10月～12月オンライン開催



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、
過労死等の現状や課題、防止対策について考えるシンポジウムを開催します。

日時 令和3年11月24日（水）13:30～16:00

場所 山口県教育会館 ホール（山口市大手町2-18）

内容 ・基調講演「心の健康と過労死等予防～職場環境に求められるもの～」

高田 晃氏（宇部フロンティア大学心理学部 学部長）

・過労死遺族の声

中原のり子 さん（東京過労死を考える家族の会）

・メンタルヘルス対策の支援内容紹介（山口産業保健総合支援センター）

参加
無料
事前申込



厚生労働省 山口労働局

パンフレット一覧

パンフレットの種類	インターネットURL	QRコード
11月は過重労働解消キャンペーン月間です	https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000835805.pdf	
STOP!過労死	https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000832979.pdf	
勤務間インターバル制度	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/iikan/interval/index.html	
フレックスタイム制	https://www.mhlw.go.jp/content/000476042.pdf	
テレワーク	https://www.mhlw.go.jp/content/000828987.pdf	
年次有給休暇の付与日数は法律で決まっています	https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/dl/140811-3.pdf	
11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です	https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/pdf/shiwayose.pdf	
ダメ！短納期発注！！	https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/pdf/tannouki.pdf	
「働き方改革」を阻害する不当な行為をしないよう気を付けましょう！！	https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/pdf/kaikaku.pdf	